

## ひがよどなごみ勉強会事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東淀川区におけるひがよどなごみ勉強会事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、東淀川区内の生活保護世帯その他の経済的に困難な世帯における相対的な高校進学率の低さ、及び高校中退率の高さ並びに低学歴が不安定な就労による貧困の世帯連鎖を生じさせている状況を改善し、もって貧困サイクルを打破することを目的とする。

### (事業内容)

第3条 本事業は、学習機会に恵まれない生活困窮世帯の小学5年生から高校3年生等まで（以下「生徒等」という。）を対象に、自尊感情を育成し、意欲喚起を促す居場所と、進学を実現し、中退を防止する基礎的な学力を形成する場を兼ね備えた勉強会を実施する。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、生活保護受給、自立相談支援機関利用、児童扶養手当受給又は就学援助制度利用のいずれかに当てはまる東淀川区内の世帯に属する生徒等であって、次項及び第3項の規定のいずれかに該当する者から区長が決定する。

2 次の各号に掲げる事項の複数に該当する生徒等

- (1) 家庭又は学校で学習することが困難である
- (2) 基礎的な学力や社会生活を送る上で必要な力を身に付けていない
- (3) 身の周りに相談できる人がいない
- (4) 不登校気味、または不登校
- (5) 何らかのメンタルヘルスの問題を抱えている

3 その他、居場所の提供又は学習支援が必要な生徒等

### (弟妹の同伴)

第4条の2 前条の対象者について、世帯の事情により本事業に弟妹を同伴せざるを得ない場合は、これを認めるものとする。

### (学習支援の企画・実施)

第5条 本事業においては、生徒等を対象に居場所を提供し、学習支援を行うことで、基礎的な学力を形成する。

2 第3条、第4条第2項第2号及び前項の「基礎的な学力」とは、社会性・学習習慣も含めた学力とし、進学と中退防止のみならず、社会に出てから自分を信じて生き抜

いていくための知恵も含めたものとする。

(事業の運営)

第6条 本事業は、東淀川区役所保健福祉課地域福祉相談担当及び生活支援担当が主催し、委託により運営する。

(関係機関の連携)

第7条 本事業の実施にあたっては、区内の教育関係機関等と連携を密にし、事業が効果的に行われるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 本事業の関係者は事業の実施にあたって知り得た生徒等及びその世帯に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、東淀川区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。